

第1章 総則

- 第1条** この取材規定は(財)日本モーターサイクルスポーツ協会(以下MFJという)の公認・承認で行われるモーターサイクルスポーツ、その他の催事の全ての取材活動を行う者(以下取材者という)全てに適用される。
- 第2条** 取材者は、本規定を熟知し遵守しなければならない。
- 第3条** MFJ公認・承認競技会、行事、講習会等における全ての音声、写真、映像等、報道、放送、放映、出版に関する著作権及び肖像権は、MFJ、主催者及び施設に帰属し、これらの使用に関しては、許可を受けなければならない。
- 第4条** 取材者は取材活動中、万一競技に関して事故が発生し、死亡、負傷その他の損害を受けた場合でも、MFJ、主催者、施設側、競技役員、エントラント、ライダーなどには、その責任がないことを了承し、損害の保証要求などの権利を一切放棄するものとする。
- 第5条** MFJ公認・承認競技会、行事、講習会等の取材活動を行う場合、取材対象の如何を問わず、MFJ PRESS CARD(以下プレスカードという)の発行を受けなくてはならない。また、発行されたプレスカードは、他人に譲渡したり、貸与してはならない。なお、大会のみ取材者(暫定プレス)は事前に大会主催者の許可を取り、プレス登録を行うものとする。
- 第6条** 取材者は、取材の実績掲載誌(紙)等をMFJ事務局及び当該競技会等の主催者にすみやかに提出しなくてはならない。

第2章 プレスカード

- 第7条** プレスカードは、原則として取材内容を掲載する媒体をもつ、18才以上の者に対してのみ発行される。
上記の「媒体」とは、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌等で一般的な場所で容易に購入できるものをいう。普及目的から外れるものや、個人的趣味、電子媒体等は原則的に本取材規定という媒体とはみなさない。但し、MFJ、主催者及び施設が特に必要と認めた電子媒体についてはこの限りではない。
- 第8条** プレスカードは、取材エリア別にAカード、Bカードに分けられ、過去の取材実績及び取材目的に応じて発行される。発行に関しては申込み書及び添付書類による申込み受付後、MFJが審査を行い該当カードを発行する。なお、MFJは取材規定第7条の要件を満たしているものに対しても、不適当と認めた場合、その理由を明かすことなくプレスカードを発行しない場合がある。

第3章 プレスカードの被発行資格と取材エリア

- 第9条** プレスカードの被発行資格
- (1) Aカード
- a. 前年度プレスカードを取得していること。
- b. MFJの公認・承認競技会、行事等で、年5回以上の取材実績を3年以上有すること。
- c. 取材活動を行う上で、MFJ及び主催者が必要であると認めた者。
- 前項の規定を満たしていない者に対しても、MFJ及び主催者が適切と認めた場合には、Aカードを発行する場合がある。本条第1項の規定を満たしている者に対しても、MFJが不適当と認めた場合には、その理由を明らかにすることなくAカードを発行しない場合がある。
- (2) Bカード
- Bカードは、モーターサイクルスポーツの取材を目的としている者で、前規定を満たさない者に発行する。
- 第10条** 取材エリア
- プレスカードの種類によるモーターサイクルスポーツ取材活動範囲は、各イベントごとに主催者より告知されこれに従わなければならない。
- (1) Aカード
- Aカードの取得者に許される取材活動範囲は、前項により特に指定する範囲を除く全域とする。
- (2) Bカード
- Bカードの取得者に対して許される取材活動範囲は、前項によりコース内、ピットレーンなどに対し制限が加わる場合がある。
- (3) 暫定プレス
- 暫定プレスに許される取材活動範囲は次のとおりである。

- a. 前項で規定するBカードの取材活動範囲に準ずる。
本項a.の規定にかかわらず取材活動範囲の拡大を特に認める場合がある。

第4章 プレスカードの発行について

- 第11条** 年間プレスカードは、MFJに備え付けの申込み書を使用し、申請書の所属する取材責任者の推薦書または取材経歴書及び取材実績誌(紙)、テープ等及び写真(天地3cm×左右2.4cm)2枚を添付し、MFJが定める受付締切日までに下記担当係宛に行うものとする。
申請先：〒104-0045 東京都中央区築地3-11-6
築地スクエアビル 10階
(財)日本モーターサイクルスポーツ協会 広報担当
TEL 03-5665-0900 FAX 03-5565-0907
- 第12条** 暫定プレスは、プレスカード未取得者で取材を希望する者を行い、該当取材に必要な一定の期日のみ通用する。
暫定プレスの申請に際しては、MFJに備え付けの申込み書を使用し、なおかつ本人の取材経歴書及び掲載予定誌(紙)等の責任者の推薦書及び掲載実績誌(紙)等を添付し、主催者に申請するものとする。なお、取材当日の申請は、原則として認めない。
- 第13条** プレスカード(暫定プレスも含む)の申請に際しては、全てMFJプレス傷害保険に加入しなくてはならない。
- 第14条** 取材者は、別途に取材規定を設ける大会及び施設においては、プレスカードが通用しない場合があることを承知しなくてはならない。その場合は当該大会、施設で定められる取材規定に基づき新たに申請を行い、プレスの申請をするものとする。

第5章 取材活動の手続き

- 第15条** プレスカード取得者(暫定プレス含む)がモーターサイクルイベントの取材を行うときは、所定の用紙にて取材当日の7日前までに主催者あてに郵送、またはFAXにて取材申請の連絡をするものとする。なお、取材当日の申請は原則として認めない。
- 第16条** 取材に際しては、必ずプレスカード及びゼッケンを所持しなければならない。プレスカード取得者であっても、プレスカード及びゼッケンを所持しない場合は、取材活動が許されない場合がある。
- 第17条** 取材に際しては、以下の手続きを踏まなければならない。
- (1) プレス受付が設置されている場合は、受付にプレスカードを提示し、誓約書に署名するものとする。なお、暫定プレスは合わせてプレスゼッケンの交付を受けなければならない。
- (2) プレス受付が設置されない場合は、大会事務局にて前項と同じ手続きを行わなければならない。
- (3) 暫定プレスは、取材活動終了後、直ちにプレスゼッケン等を受付(受付が設置されていない場合は大会事務局)へ返却しなくてはならない。
- 第18条** 取材活動中、取材者は下記の事項を遵守することとする。
- (1) プレスカード及びプレスゼッケン等は、主催者が指定した位置に付け、容易に確認できるようにしなければならない。
- (2) 特に主催者が許可しない限り二輪車走行による取材活動を行ってはならない。
- (3) 取材者は競技役員員の指示に従って行動しなければならない。危険な行為を行ったり、競技運営を妨げる行動をしてはならない。
- (4) 前項の事項に反する取材者に対し、主催者もしくはMFJがプレスカード及びプレスゼッケンの返却を求める場合がある。
- 第19条** 取材活動の目的としない者(以下 非取材者という)の同伴は認めない。
- (1) 非取材者は一般の観客と同等の扱いを受けることを了承していなければならない。
- (2) 取材活動中は非取材者と行動を共にすることを禁止する。

第6章 特別会員

- 第20条** MFJの指定する媒体(2輪専門誌、紙)の編集代表者の推薦する編集者、カメラマンなど、各誌(紙)、3名までを特別会員として登録する。
- (1) 登録会員の資格はプレスAカード所持者に限定する。

- (2) 特別会員は、MF Jプレスカードを取得すれば、他の施設の主催するプレス共済会費の免除を受けることができる。
※但し各施設のプレス登録は必要とする。

第7章 MF Jプレス障害保険

- 第21条** MF Jプレス傷害保険費については以下のとおりとする。
(1) 年間プレス (12月31日まで有効)
Aカード 10,000円 Bカード 10,000円
(2) 暫定プレス (1イベントのみ有効)
2,000円
- 第22条** MF Jプレス傷害保険の適用範囲及び内容については下記の通りとする。
(1) 適用範囲
MF J公認、承認で行われるモーターサイクルスポーツ、その他催事の期間中で該当する施設内での取材活動中の急激かつ偶然な外来の傷害事故に限定する。
次の事由に起因して生じた傷害については、保険金は支払わないこととする。
a. 取材者の故意、自殺行為、犯罪行為
b. 地震、戦争、放射能汚染
c. 本取材規定に違反した取材活動中の事故

(2) 保険内容

①死亡保険金	②後遺障害保険金	③医療保険金	
		㊦入院1日につき	㊧通院1日につき
3,000万円	90万円~3,000万円	7,500円	5,000円

ただし、☆㊦、㊧あわせて事故日より180日を限度 (ただし㊧のみの場合は90日を限度) とする。

☆①、②、③を合算して保険期間を通じて、死亡保険金額を限度とする。

☆死亡保険金の請求者は、法的相続人に限られる。

(3) 障害保険金の請求手続き

- a. 万一事故のあった場合は、すみやかに取材中の主催者及びMF Jに連絡することとする。(事故通知がなされない場合は、保険金が支払われない場合がある。)
- b. 保険金の支払対象となる事故によって負傷した場合、所定の用紙をMF Jに請求しなければならない。

平成17年2月1日 一部改訂